

公文書館設置に向けて

－平成20年度実務担当者研究会議に参加して（5グループ報告）－

服部 久士

三重県生活・文化部文化振興室

1. はじめに

今回の研究会議のテーマは「公文書館の公開制度の現状と課題」であったが、既存の公文書館等の施設以外に、公文書館等の設置に向けて準備を進めている福岡県（小野芳津久）、兵庫県三田市（印藤昭一）、熊本県宇城市（松村浩一）と三重県の2県2市が参加した。

ワークショップ5グループの構成メンバーは、この2県2市のほか、逓信総合博物館（小泉文美）と沖縄県公文書館（仲本和彦）であった。しかし、公開制度の具体的な話や他館の状況を聞きながらワークショップに参加する方がより効果的ではないかということで、5グループは1日目で解散し、2日目以降のワークショップでは、1から4グループに分散して参加することになった。そのため、本稿では第1日目の5グループの報告と三重県の公文書館機能設置に向けた動きについて報告したい。

2. 第5班ワークショップの報告

第1日目の第5班のワークショップは、これから施設を作ろうという団体が多く、現状を中心とした情報交換から始まり、公開・非公開の事例をあげて論議した。

福岡県は、平成24年度に公文書館の建設完成を目標にしており、その特徴は市町村との合体した公文書館であるという点である。文書の移管は市町村に判断してもらうことも考えられるが、2～3年で仕組みを作り上げていきたいとのことである。福岡県では平成17年から目録情報をホームページで公開しており、行政文書の公開については、現行の情報公開制度を準用している。情報公開の

最終判断は、当該公文書を所管する原課が責任をもつものとし、歴史的公文書も所管課として「時の経過」を参考に一部公開と判断した事例紹介があった。

三田市は、平成5年から開始した市史編さん事業の過程で寄贈・寄託・収集資料や平成15年の市情報公開条例施行以前の廃棄公文書等から収集した資料、同条例施行以降に「歴史的価値を有する文書等」として移管した歴史資料について、目録を作成して公開している。その中で、文化財の公開との整合性を図ったことや情報公開条例は死者には適用しないが、運用上準用をおこなうという解釈に基づいて社会的見地や名誉を傷つけるおそれと考えられた場合など、一部の情報を伏せた事例の紹介があった。また、利用者責任を明記し免責を図るべきとの意見が出された。

宇城市は、平成18年から非現用文書を集め、公文書館開館に向けての準備を行っているが、文化財との兼務もあり、準備が遅れている状況や集めた歴史的公文書の公開時期を言及されているなどの報告があった。また、職員の評価書が出てきて個人情報はどうすべきか問題となった事例紹介があった。

逓信総合博物館は、民間会社として5つに分割されたため、文書の散逸の恐れがある。目録のデータ・ベース化、郵政資料館の中でのオープンを予定しており、資料を整理中だが、今後の保存と収集が課題という。

沖縄県公文書館からは、アメリカで公開されている公文書を、沖縄県に持ってきた場合に政治活動・労働組合・履歴書・出入管理に関するものなど非公開とした事例紹介があった。公開について

は、国の基準を基に類型化した、個人情報の判断は難しい点があるとのことであった。

三重県は、新県立博物館に公文書館機能を一体化させる計画で、26年度の開館を予定していること。平成6年度から歴史的公文書を選別しており、文化振興室県史編さんグループが担当しているが、公開のための整備ができていない状況を紹介した。

全般として、公開をスムーズに行うためには、公開・非公開・制限年数をどうするかなど原課も取り込んだ仕組みづくりや文書サイクルを築きあげた公文書館をめざす必要があることなどが論議された。

3. 三重県の公文書館機能設置の動き

三重県においては、平成20年12月に新県立博物館整備基本計画が県議会で認められ、公文書館機能を一体化した新博物館の建設に向けて動き出した。21年2月から基本設計に入るが、22年度には実施設計を完了して着工に入り、26年度の開館を目標にしている。

これまでも、新博物館や公文書館建設の動きがあったが、箱もの規制の中で白紙撤回された経緯がある。今回は、文化力を県の施策の中心に掲げた知事が、文化と知的探求の拠点としての役割を持つ新博物館の建設を公約し、実現に向けて進んでいる。すでに、以前の公文書館建設の動きがあった平成6年度から県の公文書を選別作業を行っており、明治期県庁文書や地図・絵図類、現在進行中の県史編さん収集資料などとともに県史編さんグループが保管している。基本計画では、歴史的公文書等を三重の今を将来に引き継ぐ貴重な歴史資料として捉え、県民共有の知的財産として活用できるように県史編さん収集資料も含めて移管する計画である。

また、新博物館に公文書館機能を一体化させることで、三重についてのレファレンスや資料の活用・発信などの機能を高め、調査研究の専門性や総合性をより一層深めていくことを目指している。

4. 公文書館機能の一体化に向けて

開館までには、基本設計、実施設計、土地造成、施設の建設・設備の設置、資料の移管など幾つかのハードルを越えていかなければならないが、公文書館機能の一体化のためには、歴史的公文書の移管と公開制度の確立の二つが大きな課題であることを今回の研究会議を通して強く感じた。

一つ目の課題である歴史的公文書の移管については、今回の宇賀克也教授の講義で、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告」の公文書は現用・非現用の両方を含んで、公文書の管理と情報公開、保存活用を求めているものであるとの説明があった。保存期間を終了した廃棄公文書の引き継ぎを受け、歴史的公文書を選別して保存・活用するには、文書のライフサイクルの整備が必要であり、文書作成室を含めた仕組みづくりが欠かせないことが理解できた。

三重県の場合、安藤正人新県立博物館基本計画策定検討委員の指導を受けて、20年6月から、法務・文書室、電子業務推進室、情報公開室、新博物館整備プロジェクトと歴史公文書を選別・保存を担当している文化振興室によるワーキング・グループを立ち上げて、新博物館における公文書館機能を整備するにあたっての現状分析と課題の検討を行っている。公文書の作成、保管、廃棄、移管、歴史的公文書の保存の流れが必ずしもスムーズに行われていない現状やシステムの円滑化に向けた改善、職員の意識の高揚が必要であることが明らかとなってきた。

現在、その課題の改善に向けた取り組みを始めたところであり、その一つが、県職員の文書管理や歴史的公文書への意識の高揚を図るためにワーキング・グループの合同主催による職員研修会の実施である。この研修会は、本庁各室・地域機関、各種委員会等も含めた文書主任や希望者を対象としたもので、200名以上の参加者があり、2月中旬に2日間にわたり実施することになっている。このほか、総合文書管理の電子システムの効果的な活用、地域機関の選別の仕組みづくり、中間書

庫などの収集・保存の在り方の検討、諸法規の整備などがワーキング・グループの検討課題として挙げられている。

5. 公開制度の確立に向けて

公文書館機能の一体化に向けての二つめの課題として公開制度の確立がある。今回の研究会議の2日目以降のワークショップでは、第2班に入ったが、既設の公文書館等の現状と課題にとどまらず、新たに公文書館を建設するために望ましい条例・規則等についての検討も論議の中に含めて進めていただいた。その概要は以下のとおりである。

条例案を作成する場合は、公文書館法に基づくこと、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告の文面を参考にすること、設置のみの内容でなく県民の利用に供することや調査・研究の向上に寄与することなどの理念、移管の権限や廃棄の責任、公開の原則や利用者責任の明記などを含めた方が良いとの意見が多かった。

規則等では、一般利用者の規則（閲覧・複写・出版・貸出等）と公開基準のほか、行政利用としての県職員の業務上の利用についても触れておくこと。また、資料の保存管理や寄贈寄託、選別業務マニュアルの要綱を規定しておくほうが望ましいとのことであった。

さらに、不服申立や本人開示についても条例が規則で記載する必要があること、情報公開や個人情報保護条例との整合性を図っておく必要があるとの示唆があった。

公開基準の作成については、細部にわたって規定している秋田県公文書館の規程が参考になったが、行政利用に対する対応や目録掲載、公開基準の審査の在り方、著作権との整合性など課題も多くなることがわかった。

6. おわりに

これから新しい公文書館機能を作り上げていかなければならない三重県にとって、今回の研究会議は非常に実りの多いもので、参考となる様々な情報を得ることができた。貴重な情報や交流をいただいた講師、参加者、国立公文書館職員の皆様、そして研究会議に参加する機会を与えていただいた国立公文書館に改めて感謝の意を表したい。

服部久士（はっとり ひさし）：平成16年より『三重県史』編さん業務に従事。通史編近現代担当。現在、県史編さんグループ副室長。

